

前 障
令和 2 年 5 月 日

障害者支援施設、共同生活援助事業所
管理者 様

前橋市長 山 本 龍
(公印省略)

障害者支援施設等における入居者及び職員の発熱状況等の報告
について (依頼)

新型コロナウイルス感染症への対応について、ご尽力、ご協力頂き厚く
お礼申し上げます。今般、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドラ
イン」において、介護施設等の発熱状況をモニターしていることが警戒度
移行の判断基準とされました。ついでには、群馬県からの依頼に基づき、本
市においても、障害者支援施設及び共同生活援助事業所（以下「障害者支
援施設等」という。）に対し、入所・入居者（以下「入居者」という。）
及び職員の発熱者状況等の報告を求め、モニタリングを行うこととなりま
した。

つきましては、日々お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴施設の入居者及
び職員の発熱状況等について、下記のとおりご報告いただきますよう、お
願いします。なお、障害者支援施設におかれましては、既にご対応をして
いただいております、「令和 2 年 5 月 2 1 日付通知」と内容に相違ないことを
申し添えます。

記

1 調査内容

(1) 対象施設

障害者支援施設（併設する短期入所を含む。）

共同生活援助事業所（併設する短期入所を含む。）

(2) 対象者

① 検温日に、施設に入居する者（併設する短期入所の入居者を含む。）

② 施設に勤務する全ての職員（※）

※複数の施設を兼務する職員は、各施設でカウント（重複）して報告して
ください。

※当日の出勤者に限らず、また、職種や常勤・非常勤を問わず、すべての

職員を対象としてください。

(3) 報告項目

報告フォームの全項目について、入力し報告してください。

2 報告方法等

(1) 毎日1回(土日、祝祭日含む)、正午(12:00)までに報告してください。

(2) 市ホームページ(URL貼ります)からアクセスし、報告フォームから報告してください。また、「FAQ」も掲載していますので、ご活用ください。

(3) 実施期間

「障害者支援施設」 : 令和2年5月21日(木)から当面の間

「共同生活援助事業所」 : 令和2年5月26日(火)から当面の間

3 その他

(1) 報告内容について、当課から施設へ電話等での確認や、本市保健所及び群馬県と共有する場合がありますので、予めご了承ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関連した厚生労働省や群馬県、本市からの最新情報は、当課ホームページに掲載しておりますので、随時確認し、引き続き、感染防止に努め、適切な支援を実施していただきますようお願いいたします。

(当課HP)

リンクを張ります。

問い合わせ先

前橋市役所障害福祉課障害政策係

事業所指定担当

電話 027-220-5713(直通)

ファックス 027-223-8856

メール syougai Fukushima@city.maebashi.gunma.jp